

村山市立新幼保連携型認定こども園

指定管理者募集要項

目次

1	施設の概要	1
2	指定の期間	2
3	管理の基準	2
4	指定管理者が行う業務の範囲	3
5	管理運営に関する経費	3
6	施設、設備の修繕について	4
7	応募の資格	4
8	指定管理者の募集及び選定スケジュール	5
9	募集要項等の公表及び配布	5
10	募集要項等に関する質問の受付及び回答	5
11	応募に関する提出書類の受付	5
12	指定管理者の候補者選定の方法及び基準	6
13	指定管理者の指定及び協定の締結	7
14	指定管理者の指定の取り消し等	7
15	調査及び監査等	8
16	その他	8
17	提出書類等の一覧	9
18	問い合わせ先	9

令和3年5月

村山市子育て支援課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び村山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年市条例第33号）の規定に基づき、村山市立新幼保連携型認定こども園を柔軟で質の高いサービスを確保しつつ、より効率的に運営をすることができる指定管理者を募集します。

I 施設の概要

- (1)名称 村山市立新幼保連携型認定こども園 ※名称を変更する予定です。
- (2)所在地 山形県村山市大字長善寺1636番地1
- (3)敷地面積 6,773㎡(市子育て支援センターと同敷地)
- (4)建築構造 鉄骨造、地上1階建
- (5)延床面積 1,588.97㎡(市子育て支援センターと同建物)
- (6)建築年月日 平成3年4月1日
- (7)主要な施設 乳児室、保育室7、屋内遊戯室、プレイルーム、ランチルーム、調理室、事務室、医務室、トイレ、屋外遊技場、プール
- (8)類型 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に規定する「幼保連携型認定こども園」として認定を受ける予定です。
- (9)定員 0歳児から5歳児までの計110人

《参考》 予定している入所定員

①教育の定員 10人

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員				3人	3人	4人	10人

②保育の定員 100人

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	10人	10人	20人	20人	20人	20人	100人

※市と指定管理者が協議のうえ、年度途中で定員を超える児童(定員20%未満)を受け入れることが出来るものとします。

※入園希望の状況等を踏まえ、各年齢の人数を変更することがあります。

- (10)その他
 - ①令和4年4月1日に、市が運営する村山市立ちぐさ認定こども園(大久保地域)と村山市立富本認定こども園(富本地域)を村山市立戸沢保育園(戸沢地域)に統合し、「幼保連携型認定こども園」に移行して運営します。
 - ②既に同敷地、同建物では、地域子育て支援拠点施設「市子育て支援センターぐんぐん」が運営を行っています。

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、期間内であっても指定を取り消すことがあります。期間内に指定を取り消す場合等については、別途、市と指定管理者とで協議を行い、適切な対応をとるものとします。

3 管理の基準

村山市保育所設置条例（昭和31年市条例第24号）及び村山市立保育所・認定こども園の教育・保育時間等に関する規則（昭和35年市規則第17号）の規定に基づき、本施設の管理を行うものとします。

(1)開園時間

午前7時15分から午後6時15分まで

(2)休園日

①日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

④その他やむを得ない事由が生じたとき

(3)個人情報の保護

指定管理者及び管理業務に従事している者は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用を禁じます。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後も同様とします。

(4)情報公開

指定管理者は、村山市情報公開条例（昭和58年市条例第15号）の趣旨に即して、本施設の管理に係る情報の公開に努めてください。

(5)サービスの向上

指定管理者は、施設を清潔に保つとともに、利用者の安全確保とサービスの向上を図ってください。また、各種トラブル、苦情には迅速かつ適切に対応してください。

(6)関係法令等の遵守

地方自治法（昭和22年法律第67号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）、村山市保育所設置条例（昭和31年市条例第24号）、村山市立保育所使用料条例（昭和33年市条例第24号）、村山市立保育所・認定こども園の教育・保育時間等に関する規則（昭和35年市規則第17号）、村山市保育の必要性の認定に関する規則（平成26年市規則第27号）、村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年市条例第2号）、村山市情報公開条例（昭和58年市条例第15号）、村山市個人情報保護条例（平成17年市条例第3号）及びその他関係法令等を遵守してください。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の主な内容は、次のとおりです。

- (1)認定こども園法第9条による教育及び保育の実施に関する業務
- (2)施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3)その他上記に掲げる業務に付随する業務
- (4)その他市長が必要と認める業務

※なお、詳細については、別紙「村山市立新幼保連携型認定こども園指定管理業務仕様書」を参照してください。

5 管理運営に関する経費

市は指定管理業務に必要な経費として、以下の経費相当額を指定管理料として支払うものとします。 ※各月初日の入所児童数により、当月下旬に支払います。

(1)通常保育事業

①各年度における、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特定保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日付内閣府告示第49号。以下「公定価格に係る告示」という。）により算定された額とします。なお、各種加算については市との協議のうえ決定するものとします。

②保育料、時間外保育料については市が徴収し、市の収入とします。よって、指定管理者へ市が支払う指定管理料については、保育料収入を加味しない額とします。

(2)延長保育事業及び一時預かり保育事業

①各年度における、子ども・子育て支援交付金交付要綱により算定された額とします。

②延長保育及び一時預かり保育に係る利用料については市が徴収し、市の収入とします。よって、指定管理者へ市が支払う指定管理料については、利用料収入を加味しない額とします。

(3)職員の加配

障がい児に係る保育等により職員の加配等が必要となった場合については、市と指定管理者とで協議を行うものとします。

(4)消費税について

消費税の申告義務のある法人については、消費税相当額について別途予算措置はしないこととします。

(5)指定管理料

5年間の指定管理料の総額は600,000千円を上限とするが、公定価格の決定等により、算定額が上限額を超える額となる見込みとなった場合等については、別途、市と指定管理者とで協議を行い、適切な対応をとるものとします。

6 施設、設備の修繕について

施設、設備の修繕に係る費用については、1件につき15万円まで及び年間総額50万円までは、指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとします。ただし、それ以外のものについては、市と指定管理者とで協議を行うものとします。

7 応募の資格

応募の資格は、次のとおりです。

- (1)認定こども園、認可保育所、認可幼稚園のいずれかの施設の運営年数が3年以上の社会福祉法人、学校法人、株式会社又はNPO法人であること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3)本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4)地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。
- (5)団体の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6)暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7)暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (8)会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9)国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10)団体の代表者等に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (11)共同企業体においては、代表団体が決められていること。
- (12)重複応募は、単独と共同企業体間、共同企業体同士のいずれにおいてもできないこと。

8 指定管理者の募集及び選定スケジュール

募集及び選定のスケジュールの予定は、次のとおりです。

- (1)募集要項等の公表及び配布 令和3年5月17日(月)～6月18日(金)
- (2)募集要項等に関する質問の受付 令和3年5月17日(月)～6月18日(金)
- (3)応募に関する提出書類の受付 令和3年6月21日(月)～7月20日(火)
- (4)指定管理者選定審査会の開催 令和3年8月上旬
- (5)指定管理者の候補者選定通知 令和3年8月中旬
- (6)指定管理者の指定（市議会による議決） . 令和3年9月下旬（9月定例議会）
- (7)指定管理者の指定手続等（公示） 令和3年10月中旬（議会議決後）
- (8)協定の締結（基本協定、年度協定） 令和3年11月以降
- (9)前指定管理者からの引き継ぎ等 令和4年2～3月

9 募集要項等の公表及び配布

募集要項等の公表及び配布は、次のとおりです。

- (1)取扱期間 令和3年5月17日(月)から6月18日(金)まで
※ただし、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2)取扱場所 募集要項「18 問い合わせ先」のとおり
※なお、市ホームページからダウンロードできます。

10 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問の受付及び回答は、次のとおりです。

- (1)受付期間 令和3年5月17日(月)から6月18日(金)まで
※ただし、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2)受付場所 募集要項「18 問い合わせ先」のとおり
- (3)質問方法 要領様式第3号「指定管理者の募集に関する質問票」を、受付場所まで持参、郵送、ファックス又は電子メールにて提出してください。
- (4)回答方法 公平性、透明性を確保するため全て書面により行い、その内容は質問者の独自のノウハウに係る事項等を除き、原則として市ホームページに掲載して全てを公開します。

11 応募に関する提出書類の受付

応募に関する提出書類は、次のとおりです。

- (1)受付期間 令和3年6月21日(月)から7月20日(火)まで
※ただし、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2)受付場所 募集要項「18 問い合わせ先」のとおり
- (3)提出書類 募集要項「17 提出書類等の一覧」のとおり
- (4)提出方法 原則として持参してください。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り受け付けます。

(5)提出部数 正1部、副5部(複写可)の計6部

※申請書類の作成に必要な費用は、申請者の負担になります。また、提出された申請書類は返却しません。

(6)書類の取り扱い

①市が提示する書類について

㊦著作権は市に帰属します。

①申請者が、申請に係る検討以外の目的でこれを使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

②申請者が提出する申請書類について

㊦指定管理者の指定までの間申請書類の著作権は申請者に帰属します。

①指定管理者の指定後は、指定管理者に指定された申請書類の著作権は市に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

③市による申請書類の使用について

市は上記著作権を尊重した上で、指定管理者の指定や公表等に必要な場合は、申請書類の内容を自由にかつ無償で使用できるものとします。

(7)失格事項

申請者が次のいずれかに該当する場合は、その申請者は失格とし、候補者選定の審査の対象から除外します。なお、失格となった申請者にはその理由を記し通知します。

㊦募集要項に定めた資格要件が備わっていないとき。

①審査委員会の委員に個別に接触したとき。

㊦異なる申請書類を複数提出したとき。

㊦申請書類の提出方法を遵守せずに提出したとき。

㊦申請書類が様式及び注意事項に示された内容に適合しないとき。

㊦申請書類に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないとき。

㊦申請書類に虚偽の内容が記載されているとき。

㊦その他不正な行為があったとき。

1 2 指定管理者の候補者選定の方法及び基準

(1)選定方法

審査会において、応募資格を有する申請者の中から次項の基準に基づき、公の施設の管理を行うに最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。具体的には、審査委員の評価点の平均点が最も高かった申請者を選定する方法とします。ただし、平均点が60点未満の場合は適格者なしとします。

(2)審査項目及び審査基準

審査会が申請者を審査するにあたっては、別表による審査基準により審査します。なお、審査会において提出書類に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行います。審査会は、令和3年8月上旬に行う予定ですが、時間、場所、準備書類(原則として、

提案書類以外の提出を認めない予定)等について決定次第、事前に参加者に通知します。

(3) 審査公表

審査結果は、全ての申請者に対して令和3年8月下旬頃(予定)に通知します。なお、審査結果は市ホームページで公表します。

1.3 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定の議決

審査会による指定管理者の候補者の選定後、指定管理者の指定の手続きとして、村山市議会による指定の議決を経る必要があります。

(2) 指定の通知

指定の議決があったときは、その旨を指定管理者の候補者に通知します。

(3) 協定書の締結

前記(2)の手続きの後、市と指定管理者の候補者は協定を締結します。

(4) 基本協定と年度協定

協定は、基本協定と年度協定の2つの協定を締結します。

①基本協定 基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

②年度協定 年度協定は、年度ごとの業務に係る事項を定める協定です。

1.4 指定管理者の指定の取り消し等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合、又は指示によっても業務内容の改善がみられないと認められる場合は、指定管理者の候補者としての選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前の期間における取り消し要件等

①村山市議会により指定議案が否決されたとき。

②指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

③指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

④その他指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合。

(2) 指定期間中における取り消し要件等

①業務に際し不正行為があったとき。

②市に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。

③指定管理者が協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき。

④自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

⑤その他、市が必要と認めるとき。

(3) 協定締結の解除等について

上記(1)又は(2)が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除することがあります。

(4)損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、市に損害が発生したときは損害賠償請求をします。また、指定管理者に損害が生じて市は賠償しません。

(5)管理に要した費用の清算

上記(2)により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部が停止となった場合において、それまでに管理に要した費用が、市が指定管理者に支払った額に満たないときは、指定管理者は市に対して残額を支払うものとします。

(6)その他

- ①指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告してください。
- ②不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除出来るものとします。
- ③自己の都合により指定管理者側から指定の取り消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう適切な余裕期間をもって申し出をするものとします。
- ④業務開始前に候補者選定の取り消し又は指定管理者の指定の取り消しとなった場合は、前記12(1)の申請者の順位に従い、第2順位、第3順位等の候補者と協定締結について協議を行うことがあります。

15 調査及び監査等

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項に基づき、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

16 その他

- (1)指定管理者の申請後から業務を開始するまでの期間にかかる必要な経費は、全て申請者が負担してください。
- (2)申請から指定の議決までの間に、法人又は団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (3)協定書等の解釈に疑義が生じた場合又は協定書等に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

17 提出書類等の一覧

村山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第33号）、同条例施行規則（平成17年市規則第24号）及び村山市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務処理要領に規定する書類

- (1)規則別記様式第1号 指定申請書
- (2)規則別記様式第2号 管理業務の事業計画書
- (3)規則別記様式第3号 管理に係る収支計画書
- (4)規則別記様式第5号 変更届出書 ※必要な場合のみ提出してください
- (5)要領様式第1号 指定管理者の指定申請に係る申立書
- (6)要領様式第3号 指定管理者の募集に関する質問票 ※必要な場合のみ提出してください
- (7)その他市長等が定める書類

①登記事項証明書

②定款、寄付行為又は会則の写し

- ③様式1 応募の資格要件に関する誓約書 A4版1枚
- ④様式2 申請辞退届 A4版1枚
- ⑤様式3 提出書類届 A4版1枚
- ⑥様式4 提出書類確認リスト A4版1枚
- ⑦様式5 委任状（代理人） A4版1枚
- ⑧様式6 1-1 教育及び保育に対する理念、運営及び方針 A4版3枚以内
- ⑨様式7 1-2 教育及び保育事業の内容 A4版5枚以内
- ⑩様式8 1-3 児童と職員とのかかわり A4版3枚以内
- ⑪様式9 1-4 給食、食育と衛生管理 A4版2枚以内
- ⑫様式10 2-1 子育て支援 A4版3枚以内
- ⑬様式11 3-1 緊急時の対応及び危機管理体制 A4版3枚以内
- ⑭様式12 3-2 災害時の対応 A4版3枚以内
- ⑮様式13 4-1 事業の執行体制 A4版3枚以内
- ⑯様式14 4-2 職員研修とコンプライアンス A4版3枚以内
- ⑰様式15 5-1 長期事業収支計画表（5年間損益計算書） A3版1枚以内
- ⑱様式16 5-2 キャッシュフロー計算書 A3版1枚以内
- ⑲様式17 5-3 経費の縮減 A4版2枚以内
- ⑳様式18 6-1 その他の取り組み A4版2枚以内
- ㉑様式19 6-2 提案全体に関する項目 A4版2枚以内
- ㉒様式20 7-1 事業実施企業の経営状況等 A4版3枚以内
- ㉓様式21 7-2 貸借対照表 A4版1枚以内

※規則別記様式第5号、要領様式第3号、様式2及び様式5は、必要な場合のみ提出してください。

※法人等の状況を的確に把握するため、必要に応じて追加の説明資料を求める場合があります。

18 問い合わせ先

募集要項等に関する問い合わせは、次のとおりです。

山形県村山市子育て支援課保育係

〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号

TEL 0237-55-2111 内線164

FAX 0237-55-7577

電子メールアドレス kosodate@city.murayama.lg.jp

村山市ホームページアドレス <https://www.city.murayama.lg.jp/index.html>

《別表》審査基準

審査項目	審査の視点	配点	
教育及び保育の内容 (様式6～9)	幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する理念、運営及び方針の妥当性、的確性について	5	40
	各年齢に応じた教育及び保育の内容や一日のスケジュールと年間事業(行事)計画について	5	
	健康管理、衛生管理に対する考え方について	5	
	乳幼児保育、延長保育、障がい児保育の理念、配慮する点及び職員配置等について	5	
	保育状況の的確性について	5	
	児童と職員とのかかわりについて	5	
	児童虐待への対応とその考え方について	5	
	給食、食育に対する考え方と衛生管理について	5	
子育て支援 (様式10)	入園児の保護者とかかわりに配慮した子育て支援の考え方について	5	15
	保護者からの意見、要望、苦情等の把握及び対処の的確性について	5	
	地域における子育て支援との連携について	5	
緊急時の対応と危機管理 (様式11、12)	緊急時の対応、危機管理体制の妥当性について	5	10
	災害時等(火災、地震、台風、不審者等)に備えた安全管理計画の妥当性について	5	
事業運営の執行体制 (様式13、14)	職員総数、職種、経験年数を考慮した職員体制(配置)について	5	15
	勤務体制、勤務条件について	5	
	職員研修、健康管理、コンプライアンスに対する考え方について	5	
経営管理に関する計画等 (様式15～17、20、21)	財政状況の安定性、収支計画の妥当性について	5	10
	管理及び事業に係る経費のバランスについて	5	
その他の取り組み (様式18)	バックアップ体制について(運營業務の遂行が困難となったとき)	5	5
	個人情報保護、情報公開に関して講じる措置の妥当性及び環境への配慮について		
提案全体に関する項目 (様式19)	独自に計画、配慮した点	5	5
	合計	100	100

※各項目の配点は、「優れている=5点」、「普通=3点」、「劣っている=1点」です。